

お待たせ
しました!

24時間365日いつでもどこからでも

補助金の申請が、お家からスマホでできるようになりました。

二次元コードこちら

パソコン版（URL）はこちら

申請先



<https://logoform.jp/form/Knxg/567790>

申請時期 住民票の異動後、1年以内

申請期限

・ 新築住宅が完成してから1年以内の申請

※完成日は検査済証の日付

・ 新築住宅に住所を変更してから1年以内

※住民票の転居日から1年が経過する日が属する月の末日まで

申請の前に お手元に御用意いただくもの

全ての申請者が対象

新築住宅の契約書類(請負契約書・土地付き建物売買契約書及び平面図(間取図))

【必要な情報】・契約金額・新築住宅の建設場所・契約者署名(押印)、契約日(建売住宅の場合)、キッチン、トイレ、風呂の位置

検査済証

【必要な情報】・検査済証の発行年月日(右上の年月日)

次の条件を満たす申請者が対象(上の書類に追加して用意してください)

【条件】 **移転費用の補助金を申請する場合(市外からの転入者限定)**

引越業者を利用したとき 見積書と領収書

レンタカーを使用したとき 領収書など代金を支払ったことがわかるもの

【必要な情報】利用者、利用日時、店舗、支払額

【条件】 **新築住宅の所有者に申請者、その配偶者以外の者が含まれている場合**

新築住宅の建物等登記簿謄本

申請の流れ 申請手順

① 添付書類を準備



② 必要事項の入力



③ 必要事項の入力

オンラインフォームでの作業内容

入力

必要事項を入力する

| 入力項目（一部省略） | 入力の留意点 |
|--|--|
| 申請者は、仲良し夫婦に該当しますか。 | 仲良し夫婦とは、子どものいない40歳未満の夫婦をいいます。該当しない場合、この補助金は申請できません。 ※18歳以下の子どもがいる場合、「子育てファミリー移住定住促進事業費補助金」の対象になる可能性があります。 |
| 新築住宅の取得等に関して、藤枝市の実施する他の補助金の交付を受けていませんか？ | 併用ができないものは、住宅の取得に関する補助金です。（ 国や静岡県 の補助金は 併用可能 ） |
| 申請者情報 | ・申請者は、契約者となります。 ・住所は新築住宅の所在地です。 |
| 取得事業関連 | |
| 住宅取得額(新築工事請負契約または不動産売買契約の契約額)を入力してください。 | 契約書に記載された金額を入力してください。なお、変更契約などで金額が変更しているときは、変更後(最終)の金額を入力してください。 |
| 新築住宅の取得場所(所在地番)を入力してください。 | 契約書に記載されているもの を入力してください。市内には住居表示地区と呼ばれる地域(主に市街地)があり、そこでは同一の場所であっても地番が住民票上の住所の表記と一致しません。 |
| 新築住宅の完成日を入力してください。 | 検査済証の右上にある年月日のことです。 |
| 新築住宅での同居者(申請者を含みます。)の人数を入力してください。 | 仲良し夫婦以外にも新築住宅で同居する人がいる場合には、その人も人数に含めて入力してください。 |
| 住民票を異動した年月を入力してください。 | 新築住宅を住所とするために、市役所で転入や転居の手続をした年と月を入力してください。 |
| ・直前の住所地を選択してください。 ・直前の住所地(大字まで)を入力してください(市内転居の場合)。 ・藤枝市外で直前の住所地(市区町村名まで)を入力してください。 | 直前の住所地は、住民票に記載されたものをいいます。 |
| 取得事業に係る補助金申請額(住宅取得額の2分の1の額で千円未満は切捨て)を入力してください。 | 補助金額としていくら申請するか入力する項目です。まず、この表3行目の住宅取得額を2で割ってください。 【市内転居の方】割った金額と30万円の いずれか少ない額 を入力 【市外転入の方】割った金額と50万円の いずれか少ない額 を入力 ※ ほぼ全員が上限額(30万円又は50万円)の申請額になると思われます。 |
| 申請額① | |
| 移転事業関連 | |
| 移転事業(引越費用に対する補助事業)について申請しますか。 | 該当する方のみ 申請に進みます。 申請できるのは、直前の住所が藤枝市外だった方のみです。 |
| 【該当者のみ】 ・引越業者やレンタカー業者に支払った費用の総額を入力してください。 ・引越業者やレンタカー業者に支払った費用のうち、補助対象とならない費用(家電の新調費用など)が含まれる場合、その費用の合計を入力してください。 ・移転事業に係る補助金申請額(補助対象経費の2分の1で千円未満切捨て)を入力してください。 | ・領収書の金額にもとづいて、支払った総額を入力してください(引越費用A)。 ・一部の引越業者が行っている家電製品購入や不用品処分などは、補助の対象となる引越費用には含まれないので、それに係る代金を入力してください。金額は見積書に記載されているものとします(引越費用B)。 ・引越費用Aから引越費用Bを差し引いた額(引越費用C)が、補助金の対象となる経費です。 ・移転費用の補助金額としていくら申請するか入力する項目です。 引越費用Cを2で割った額(千円未満切り捨て)と50万円の いずれか少ない額 を入力してください。 |
| 申請額② | |
| 補助金交付申請額の合計を入力してください。 | この表の右欄に記載されている「申請額①」・「申請額②」の合計金額を入力してください。 なお、入力された個別の申請額や申請額の合計について、補助要件に適合しないにもかかわらず申請があった場合、市は要件を満たす範囲のみの補助金額を交付することとなります。 |

添付書類

書類のアップロード(主なもの)

【注文住宅】

【建売住宅】

工事請負契約書

工事名 ○○ 邸 新築工事

工事場所 藤枝市 △△1-2-3

工事請負金額 *****円

甲 ○○ 印
乙 △△住宅会社 印

土地付建物売買契約書

土地
建物 所在地 藤枝市○○2-3-4
屋号

特記事項

売買代金 金*****円

買主(甲) ○○ 印
売主(乙) 住宅会社 印

- 契約書類は、複数ページにある場合は該当部分のみアップロードしてください。なお、変更金額で契約額に変更があった場合、**当初契約書と最終の変更後契約書**の左図の該当箇所をアップロードしてください。
- 平面図(間取図)は、**キッチン、トイレ、風呂**があることを確認します。例えば、2階建て住宅の1階部分にこれらの設備が備わっていれば、**1階部分のみ**のアップロードで構いません。

検査済証

××年××月××日

機

1
2
3
4
5
6
7
8

- 検査済証は、用紙の**上部真ん中**に「**検査済証**」と記載されたものです。その書類の**右上の年月日**を確認します。

御不明な点がある場合は、平日午前9時から午後5時までの間に住まい戦略課へ御連絡ください。

☎ 054-631-5750